

2026（令和 8）年度

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

集中申込期間：11月1日（土）～12月12日（金）

上記以降でもお申込みは可能ですが、施設の受入可能な児童数などから、ご希望の施設をご案内できない場合があります。

新規入会については、まずは各クラブに
お電話等でお問い合わせください。

近くの施設を探す



各種申請資料等については、神戸市ホームページからも
入手できます。

入会手続・変更手続



わからない点は、神戸市ホームページの「よくある質問
と回答」のページもご覧ください。

よくある質問と回答



入会申込に必要な提出書類

提出書類	提出先
神戸市放課後児童クラブ入会申込書	ご利用予定の放課後児童クラブ
入会事由を確認できる書類 【就労】 就労証明書（原本）、 または事業経営届及び添付書類 【親族の看護・介護】 診断書 【疾病・障害】 診断書の写し・手帳等の写し 【産休】 母子手帳の写し 【在学】 在学証明書・授業カリキュラム	
口座振替依頼書	
減免申請書（必要書類含む） ※減免申請の受付は、2026年1月5日(月)より開始	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階 神戸市行政事務センター（学童保育担当）

* 就労先が変わった場合は、新たな就労証明書を施設あてに必ずご提出ください。

* 各クラブや入会条件により、追加で書類を求められる場合があります。

2026（令和 8）年度

神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

2026（令和 8）年度の神戸市放課後児童クラブ（学童保育）を下記の要領で開設します。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、内容にご了解いただいたうえで、利用希望の児童館および学童保育コーナーへお申し込みください。

1. 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後に大人の家族が家にいない小学生のために生活の場を提供しています。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

2. 対象となる児童

神戸市内に在住する小学校 1 年生から 6 年生までの児童で、次の（１）～（３）の要件を満たしていることが必要です。

- （１）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- （２）昼間、保護者（同居する父母や祖父母などを含む児童の面倒を見る人）がいない家庭の児童
- （３）学校や家から施設に 1 人で来て 1 人で帰ることができ、排泄や食事が 1 人でできる児童

- * 小学校区によっては、児童館と学童保育コーナーにおいて、学年や住所により受け入れ児童を分けている場合があります。詳細は各放課後児童クラブ（以下、クラブ）にご確認ください。
- * 前年度までに利用しており、その利用料で未納金がある家庭の児童はご利用できません。
- * 夏休みなど長期休暇のみの利用はできません（一部の夏休み限定学童実施施設を除く）。

入会事由	保護者の状況	入会可能期間
就 労 * 自営を含みます	通勤時間を含め、放課後児童が帰宅する時間帯以降就労している	就労している期間 * 勤務内定の場合、入会后 1 か月以内に就労証明書の提出がない場合は、原則退所となります。
親族の看護や介護	親族の看護や介護をしており、その期間が 1 か月以上継続している	看護や介護を必要としなくなるまで
疾病や障害	病気や障害等により療養中であり、1 か月以上の継続した入院や療養を必要とする	療養を必要としなくなるまで
産 休	産休中かつ出産前後の休養が必要であり、小学生の子どもを家庭で保育することが難しい	出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月 * 多胎児の場合は、出産予定月とその 4 か月前から
在 学	大学や大学院等に在学中であり、放課後児童が帰宅する時間帯に家庭におらず、児童を見守ることができない。	就学している期間

3. 開設期間

2026（令和8）年4月1日（水）～2027（令和9）年3月31日（水）

ただし、日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※開設期間のうち、それぞれの児童につき市が利用を認めた期間（利用期間）において、ご利用いただくことができます。開設期間終了後（進級後）も利用を希望される場合、翌年度においても利用要件を満たすことが確認できれば、1年間利用期間を延長します（それ以降の年度においても同様の扱いとします）。

利用継続を希望する場合は、毎年度、市が定めた期間に入会事由を確認できる書類をご提出ください。期間中に書類のご提出が無い場合は、当該年度をもって退会となります。開設期間終了後の継続利用については、翌年度に利用要件を満たしている場合は1年間利用期間を延長します。その為、毎年度、市が定めた期間に入会事由を確認できる書類をご提出いただき、利用要件を満たしている場合は継続利用できます（毎年度、入会事由を確認できる書類のご提出がない場合は、当該年度末をもって退会となります）。

自然災害や感染症への対応

①クラブを利用中に気象警報が発表された場合、

- 学童開所時間前に警報が発表 → 閉所します。
- 学童開所後、開所時間中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施します。
- 警報が発表後の利用、および自由来館での利用はできません。

②特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉所となる場合もあります。

③インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナと表記）などのため学級閉鎖や学年閉鎖となっている場合、対象の学級・学年の児童は自宅待機してください。

④インフルエンザや新型コロナがクラブ内で多数発症した場合、一定期間クラブを閉所する場合があります。閉所中は自宅待機してください。開設していても、児童がインフルエンザや新型コロナにかかった場合は、自宅待機をお願いします。

4. 実施時間

平 日	放課後 ～ 17 時 *延長は 19 時まで
土曜日	8 時 ～ 17 時 *延長は 19 時まで
学校休業日 *土曜日を除きます	8 時 ～ 17 時 *延長は 19 時まで

*延長利用の場合、延長終了時刻までに、必ず迎えに来てください。

*学校で給食のない日や土曜日、学校休業日には、弁当を持たせてください。

5. 利用料、おやつ代、ICT システム料

クラブの利用には次の料金が必要です。いずれも口座から引落とします。

基本利用料と延長利用料は神戸市あて、おやつ代と ICT システム料は各施設あてに納入してください。

また、毎月引落日の 1 日前までに口座の残高を不足がないようにしておいてください。おやつ代の詳細については、各クラブにお問い合わせください。なお、今後、利用料等が変更となる場合は、事前にご案内いたしますので、市が定めた利用料等をお支払いください。

費 目	納入額	納入先	引落日
基本利用料	月額 4,500 円	神戸市	毎月末日 * 当月分を引落とし ます。
延長利用料 (17 時～18 時)	月額 1,500 円		
延長利用料 (17 時～19 時)	月額 3,000 円		
おやつ代	月額 1,500 円	各クラブ	各クラブによって異 なります
ICT システム料	各クラブによって異 なります		

* クラブでは毎日おやつを用意します。上記のおやつ代を毎月の指定された日までに各クラブに納入してください。なお、おやつ代の一部を「お誕生会」などの経費に充てることもあります。

* 基本利用料と延長利用料は、日割り計算はしていません。登録期間が 1 日でもあれば、施設を利用しなくてもその月の利用料が発生します。

* 延長利用の変更がある場合は、必ず変更する前月末までに利用変更届を施設に提出してください。

* 退会や休会、利用変更をする場合には、必ず前月末までに退会届や休会届、利用変更届を施設に提出してください。届出が前月末までに未提出、または遅延した場合、施設利用の有無に関わらず、利用料の納入をお願いする場合があります。

* 口座取引が始まるまでは、お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。

* 口座から引落としができなかった場合は、再度引落としすることができません。お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。

* 過誤納や減免による還付が発生した場合は、市が発生を認識してから 3 か月以内に返金します。

■ ICT システム（来退所管理システム）

児童の出欠管理や保護者への連絡をより円滑に行うことを目的に、連絡帳に代わり、クラブでは ICT システムの導入を進めています。ICT システムを導入しているクラブに入会する場合、システム利用の登録をお願いします。

また、クラブが利用するシステムの仕様により、利用料等が発生する場合があります。利用料の詳細は、各クラブにお問い合わせください。

6. 減免制度

基本利用料と延長利用料には減免制度があります。減免申請書や利用料減免制度の案内は、各クラブに用意してあります。また、神戸市ホームページでも案内しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen.html>

減免区分	金額
生活保護受給世帯	全額免除 * 月額 0 円
市民税非課税世帯かつ母子・父子家庭	全額免除 * 月額 0 円
里親委託の受託世帯	全額免除 * 月額 0 円
所得税非課税世帯 平成 22 年度税制改正前の扶養控除を 適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む	半額免除 * 基本利用料 2,250 円 * 延長利用料/18 時まで 750 円 * 延長利用料/19 時まで 1,500 円

- * 減免の要件に該当する場合は、減免申請書と必要書類を神戸市行政事務センター(P.5)あてに郵送、または e-KOBE から電子申請してください。
- * おやつ代と ICT システム料は、減免制度の対象ではありません。
- * 減免区分に応じて、申請時に必要書類があります。詳細は制度の案内をご覧ください。
- * 利用料減免の申請は毎年必要です。
- * 年度途中から減免該当世帯になった場合は、減免事由が発生した翌月から適用となります。
- * 減免の要件に該当しなくなった場合は、神戸市行政事務センターに届けてください。

7. 同意事項

■ 手続き関連

- (1) 申請は毎年度必要です。現在利用中の方も、進級後の継続利用を希望する場合は、改めて入会事由を確認できる書類をご提出ください。
- (2) 入会申込をいただいてから、実際にご利用いただけるのは入会承諾通知書がクラブへ届いた日以降となりますのでご了承ください。なお、入会承諾までは書類審査等で約 2 週間お時間をいただいています（集中申込期間中は 2 週間以上お時間をいただく場合があります）。
- (3) 申込みが少ない場合、学童保育施設によっては、開設しないこともあります。
- (4) ご利用中のクラブの利用者数が増えた場合、学年や地域で割り振りを行ったうえで、申請したクラブとは別の、近隣のクラブへの変更をお願いする場合があります。
- (5) 神戸市立のクラブを利用する児童は全員、傷害保険への加入が義務付けられています。加入の際に保険会社へ加入者の情報を提供することをご了承ください。なお、保険加入手続以外に保険会社が個人情報を取り扱うことはありません。

■ 事故や病気などの緊急事態

- (1) クラブで事故や発病、トラブルなどの緊急事態が発生した場合、電話で連絡します。その際には適宜ご対応いただき、必要な際はすみやかに迎えに来てください。

- (2) 施設への行き帰りを含むクラブで生じた事故については、傷害保険（スポーツ安全保険）を適用します。なお、内容により全額を補填できない場合があります。
- (3) クラブの管理下でない行動中に生じた事故や発病、児童の責めに帰すべき事故については、神戸市およびクラブは責任を負いません。

■ 制限などを伴う事項

- (1) 年度途中で離職や転居などにより入会要件を満たさなくなった場合には、施設あてに必ず退会を届け出てください。退会のお届けもなく、入会要件を確認できない場合や1か月以上無断欠席が続く場合、申込時の登録情報に虚偽のある場合には、退会となることがあります。
- (2) 進級後の継続利用のために入会事由の確認書類をご提出したにもかかわらず、次年度の継続利用を希望しなくなった場合は、施設あてに必ず届け出てください。お届けいただけない場合、次年度以降も利用継続とし、利用料のお支払いをお願いする場合があります。
- (3) 家庭の事情により長期間利用しない場合には、前月末までに休会届を施設あてに提出してください。ただし、年度内で合計2か月を超える休会はできません。
- (4) 利用料・おやつ代・ICTシステム料の滞納がある場合、翌年度4月1日以降の継続利用・再入会・兄弟姉妹の入会はできません。
- (5) 本案内で定めたサービス（利用料等を含む）内容は、変更となる可能性があります。変更となる場合には、事前にご案内いたしますので、あらかじめご了解ください。
- (6) 年度途中で正当な理由なく利用料・おやつ代・ICTシステム料を滞納した場合、退会となることがあります。
- (7) 市及び施設が定めたルールに違反したり、集団生活を営むうえで著しく支障のある場合等、児童の行為によりクラブの運営上著しい支障があると市が認めた場合には、入会の承諾を取り消し、児童が退会となることがあります。
- (8) 保護者による他の保護者や施設ならびに職員に対する誹謗、中傷、その他社会的相当性を逸脱する行為について、クラブの運営上著しく支障があると市が認めた場合には、入会の承諾を取り消し、児童が退会となることがあります。

保護者のみなさまへのお願い

- ◆ 緊急連絡先など、登録情報に変更があった場合には、必ず利用変更届を届け出てください。
- ◆ お子さまがクラブを休む場合には、必ず事前に連絡してください。
- ◆ 保護者の方が就労していない日や時間は、学童保育をお休みいただき、可能な限り家庭内保育をしてください。
- ◆ クラブでは入会にあたって説明会を開催しますので、必ず出席してください。
また、随時個別面談や保護者会等を開催しますので、できるだけ出席してください。
- ◆ お子さまに配慮した保育を実施するため、お子さまの特性に関する情報（身体障害者手帳、療育手帳、医師の診断書、専門機関の判定書、特別児童扶養手当証書、ネットワークプラン、サポートブック等）をお持ちの場合は、入会申込書類とあわせてご提出ください。
- ◆ お子さまの育成に関する適切な支援のため、児童の活動状況やトラブル発生時の概要、特性等に関する情報について、クラブまたは市が、小学校・保育所・こども家庭センター等の関係機関から提供を受け、または関係機関に対して提供する場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。
- ◆ 神戸市の公設学童保育は、指定管理者によって管理運営されています。
指定管理者制度の詳細は、神戸市ホームページでご確認ください。



公の施設の
指定管理者制度

お問い合わせ先

●クラブの利用に関することは……

お近くの各放課後児童クラブ



近くの施設を探す

●申請手続や利用料の減免に関する事などは……

神戸市行政事務センター（学童保育担当）

078-381-5533（平日 8:45 ～ 17:30） FAX：078-381-6675

●制度のことは……

神戸市お問い合わせセンター

0570-083-330 または 078-333-3330

（年中無休 8:00 ～ 21:00）



メールフォーム